

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年7-8月号 | No. 7-8/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

米国発明法：PCT出願人の重要な変更

2011年9月16日に、アメリカ合衆国においてレーヒー・スミス米国発明法（AIA）に基づく特許法の改正が成立しました。AIAではその他の多くの変更とともに、米国国内出願の出願人の資格を有する者について変更しました。この改正は、米国指定のためのみの出願人として名前を記載する発明者の要件を削除することにより、すべてのPCT締約国のPCT出願人にとってメリットがあります。

現在、PCT出願において米国指定のために発明者が出願人としてその名前を記載されなければなりません。その結果、一般的に、米国を除くすべての指定国のための出願人とは異なり、すべての発明者が米国指定のための出願人として表示されます。しかし、2012年9月16日以降の出願された国際出願に対して、譲受人、発明者が発明を譲渡する義務があるその他の者、又は、さもなければ十分な独占的所有権を示した者が米国指定のための出願人になることができます。当該要件の結果、直面していた多くの困難について、この改正により解消されるでしょう。例えば、取下げの場合の出願人／発明者の署名の取得について一出願人の署名のみ要求されます。

しかし、米国が出願人が発明者以外の者である国際出願を許可したとしても、米国法は依然、発明者の宣誓書又は宣言書を提出する要件の継続を通じて、発明者が米国国内段階手続に含まれることを義務付けています。発明者である旨の申立ては現在、PCT規則4.17(iv)及び51の2.1(a)(iv)に規定されたとおり、出願の一部として提出することができます。しかし、AIAでは、発明者の宣誓書及び宣言書に関する要件が変更されており、それに応じて、現行のPCT規則4.17(iv)の申立ての文言は、2012年9月16日以降に出願された国際出願について、AIAに規定された新要件を満たさなくなります。

PCT Newsletter 2012年6月号第3ページに掲載されたとおり、第5回PCT作業部会は、AIAの結果の変更に関連するPCT規則の一連の技術的改正、特に、PCT規則4.15、51の2.1、51の2.2、53.8及び90の2.5の改正を2012年10月に開催される次回PCT同盟総会における採択のため、PCT同盟総会に送付することになりました。改正案の詳細は文書PCT/A/43/4をご参照下さい。

http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=209422

PCT規則改正に加えて、関係者に対し現在、修正が必要な以下のPCT関連情報について協議を実施しています。

- PCT実施細則第214号（米国の発明者である旨の申立ての文言を含む）
- 特定のPCT様式

修正に関する詳細は、協議終了後、修正版が公表されたのち、お知らせする予定です。

2012年9月16日以降に出願する出願人に対する重要な情報

現在、PCT規則改正は2013年1月に発効すると予想していますが、にもかかわらず、2012

年 9 月 16 日以降に出願する国際出願について、出願人としての発明者の表示が中止される可能性がある点、出願人は注意が必要です。AIA の 9 月 16 日の発効に伴う願書様式 (PCT/RO/101) の修正が予想されますが、技術的理由により、PCT-SAFE ソフトウェア (他の PCT 電子出願ソフトも同様) の更新が少し遅れる予定ですが、PCT-SAFE については遅くとも 2013 年 1 月までに更新される予定です。しかし、出願人は、2012 年 9 月 16 日の発効で、PCT-SAFE 願書の一部として、「米国を除く全ての指定国の出願人」又は「米国のみの出願人」のために出願人として表示させことを選択せず、「全ての指定国の出願人」として出願人を表示し、これに関する警告メッセージを無視することが可能です。

もし、2012 年 9 月 16 日以降に出願した国際出願において、米国指定のための出願人として発明者を表示した場合 (例えば、古い願書様式又は PCT-SAFE ソフトウェア更新前に完成させた願書様式を利用した場合)、PCT 規則 4.5(d)に基づき、異なる指定国のために異なる出願人を表示するために、これは以前可能なものとして欠陥とみなされません。にもかかわらず、国際事務局は出願人に対して、受理官庁がすでに通知していない場合、米国指定のための出願人として発明者を表示する必要があるもはやなく、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請により発明者及び主出願人のステータスを変更することが可能である旨通知します (例えば、「出願人及び発明者」から「発明者のみ」へ表示の変更、「米国を除く全ての指定国」に代えて「全ての指定国」のための出願人としての主出願人の表示)。

新規則に基づき発効するその他の変更を含む AIA に関する詳細は、USPTO のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.uspto.gov/aia_implementation/index.jsp

新たな第三者情報提供制度

2012 年 7 月 2 日付けで、出願人、国際機関及び指定官庁の注意のために PCT 手続の国際段階中に第三者が関連先行技術を提供することができる新システムが導入されました。詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

ePCT最新情報

ePCT の新バージョン (version 2.5) が開発され、以下のサイトからご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

この最新版には以下の新機能が含まれます。

(1) 出願人及び第三者のための新機能

(a) ePCT public service (一般公衆に利用可能)

— 第三者による、公開された国際出願に関する新規性及び進歩性についての見解及び当該見解を立証する文献の写しの提出が可能。PATENTSCOPE において、公開された国際出願の PCT 書誌情報タブに ePCT へのリンクが設けられており、第三者は優先日から 28 ヶ月の期間満了前までに見解を提出することが可能。見解の提出には WIPO ユーザアカウントが要求される。詳細は実務アドバイスを参照。

(b) ePCT private service

— 特定の国際出願へのアクセス権を有するユーザ (出願人又は代表者) による、最も関連性のある先行技術及び引用された先行技術についての見解、関連文献の写しの提出が可能。この機能は第三者情報に非常に似た機能ですが、国際公開前及び優先日から 30 ヶ月まで利用可能。

- 第三者情報提供に対する出願人の見解をアップロードするためのアップロードドキュメント機能に新文書種別を追加
- ユーザの役割の追加タイプとして「eViewer」の追加；国際出願への「eViewer」アクセス権を有するユーザは一件書類の文書及びデータのみ閲覧可能だが、各種更新は不可能
- Workbench における検索及びフィルタリングの改善

(2) 受理官庁及び国際機関のための新機能

受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての官庁のために特別の ePCT が最初のバージョンが試行版として利用可能になりました。試行プロジェクトに参加している官庁のユーザは 2009 年 1 月以降に出願された国際出願について国際事務局に保存された一式書類の文書及び書誌データに安全にアクセスすることが可能です。

受理官庁及び国際機関が現在利用可能な主な機能は以下のとおり

- WIPO アカウントポータル経由の ID 管理のための資格に基づく安全な官庁ユーザアクセス権の設定
- ePCT を利用する出願人と同じフォーマットでの国際出願の検索及び閲覧（電話対応における情報の不適合・誤理解のリスクの軽減）
- 一式書類への文書のアップロード及び即時閲覧
- 文書の個別又は選択された一式のダウンロード（認証謄本を含む）
- 国際事務局が利用可能な最新の情報に基づくイベント及び期限のタイムラインの閲覧

ePCT内のオンラインドキュメントアップロードに関する重要なお知らせ

2012 年 7 月 2 日付けで、PCT サービスセンターが利用できなくなり、ePCT 内のドキュメントアップロード機能に引き継がれました。旧サービスに比べ、以下のものを含む多くの目メリットがあります。

- 文字認証のテキストの入力が不要
- カバーレターの即時自動作成、署名要件を満たすためだけに必要な場合の従来のカバーレターの作成及びアップロードが不要
- アップロードした文書のその後の閲覧（確認）及び手続の追跡
- 公開された国際出願について、国際出願の選択・対象の確認の支援する書誌情報詳細の提供
- 「Portfolio」によく利用する国際出願を格納することにより「bookmark」し、その後の手続に際して再度の詳細の確認を不要にすることが可能

オンラインドキュメントアップロードのための ePCT ユーザアカウントを作成していない PCT ユーザに対し、ePCT の HP からユーザアカウントを作成することをお勧めします。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

ePCT の HP において、ドキュメントアップロードのための ePCT 一般向けサービス（public service）の利用への移行を円滑に行えるよう、段階を追って簡単に説明した文書であるステップバイステップガイド（「ドキュメントアップロードの ePCT への移行」）を作成し、同ガイドへのリンクを設けています。また、ePCT 出願人向けサービス（private service）の全ての追加機能に関する情報を含む「ePCT ユーザガイド」へのリンクも設けられています。

移行に関してご不明な点がございましたら、ウェブページ上部にある「Contact Us」のリンク経由、あるいは、Eメールで ePCT@wipo.int 宛に直接、PCT e-Service Help Desk にお問い合わせ下さい。

PCT優先権書類要件を満たすためのDAS利用に関する変更

2011年7月に、出願人が優先権書類の要件を満たすことを支援するためのWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)を利用する又は利用に関心のある官庁は、同サービスがより容易に利用できるようにし、かつ、優先権書類の出願番号の転記の際の誤入力の結果、国際事務局が間違った優先権書類を取得してしまうリスクを軽減するための改善に合意しました。この新しいサービスは参加庁に徐々に導入され、国際事務局が最初に「新ルート」を提供します。

2012年7月1日以降、国際事務局が優先権書類を取得可能にするためにDAS出願人ポータルでの「アクセス管理リスト」を利用する必要がなくなります。それに代わり、出願人は先の出願を行った官庁によって付与される「アクセスコード」を願書中の関連ボックスに以下のように記録することができます。

Box No. VI PRIORITY CLAIM AND DOCUMENT				
The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:				
Filing date of earlier application (day/month/year)	Number of earlier application	Where earlier application is:		
		national application: country or Member of WTO	regional application: regional Office	international application: receiving Office
item (1) 13/08/2011	13/123456	US		
item (2) 16/09/2011	PCT/IB2011/123456			IB
item (3)				
<input type="checkbox"/> Further priority claims are indicated in the Supplemental Box.				
Furnishing the priority document(s): <input type="checkbox"/> The receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) (only if the earlier application(s) was filed with the receiving Office which, for the purposes of this international application, is the receiving Office) identified above as: <input type="checkbox"/> all items <input type="checkbox"/> item (1) <input type="checkbox"/> item (2) <input type="checkbox"/> item (3) <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box <input checked="" type="checkbox"/> The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above, using, where applicable, the access code(s) indicated below (if the earlier application(s) is available to it from a digital library): <input checked="" type="checkbox"/> item (1) access code 1234 <input checked="" type="checkbox"/> item (2) access code 9876 <input type="checkbox"/> item (3) access code _____ <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box				

PCT-SAFE においても同様の項目が存在し（以下のスクリーンショット及び PCT-SAFE 願書様式の対応するプリントアウトを参照）、やがて他の電子出願システムにも導入されるでしょう。完全電子出願の場合、この機能の利用可能性は、受理官庁の選択によりまず当該様式のこの部分は国際事務局に向けたものでありますが、サーバーが更新され新データ領域を認識することが可能になった受理官庁に対してのみ利用することが可能です。

VI-1	Priority claim of earlier national application	
VI-1-1	Filing date	13 August 2011 (13.08.2011)
VI-1-2	Number	13/123,456
VI-1-3	Country	US
VI-2	Priority claim of earlier international application	
VI-2-1	Filing date	16 September 2011 (16.09.2011)
VI-2-2	Number	PCT/IB2011/123456
VI-2-3	PCT receiving Office	IB
VI-3	Priority document request	
	The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above as item(s), using, where applicable, the access code(s) indicated:	VI-1 Access code: 1234 VI-2 Access code: 9876

日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁（USPTO）に先の出願を行っているものについて、優先権書類の利用性の確認のための DAS ポータルの利用が必要でなくなります。この手続は、アクセスコードがこの方法で提供された際、国際事務局がこれら 3 官庁との技術的調整を通して自動的に行われます。しかし、USPTO において、官庁が DAS で書類を利用可能にすることを承認するために、依然 DAS 請求を行う前に様式 SB/39 又は同等の書類の提出を行う必要があります。

先の出願を DAS で利用可能にするために、先の出願を行った官庁において行う必要がある内容は官庁間でさまざまです。詳細は DAS ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

当分の間、厳密には願書様式上でアクセスコードを表示する必要はありません。移行期間の間、DAS に参加している他の官庁が新ルートを利用可能にすべくシステムを更新している間、代わりに DAS 出願人ポータルに行き、アクセス管理リストにおいて先の出願にアクセスを許可する官庁の一つとして「IB」をセットすることを可能にします。アクセス管理リストの利用がまだ新ルートの利用を開始していない官庁に対しての優先権書類へのアクセスを可能

にする唯一の手段です。しかし、取るべき手続を減らし、かつ、アクセスコードが IB が正しい書類をダウンロードすることを確実にするためのチェック番号として機能するので、できる限りすみやかに新システムの利用を強く推奨します。

また、2012年7月1日付けで、PCT規則17.1(bの2)の改正が発効し、DASから優先権書類取得の請求のための優先日から16ヶ月の厳しい期限が削除されます。これにより、紙による優先権書類の提出に適用される期限と同じ期限がDASを通した優先権書類の提供に適用されます。この期限は、国際出願が公開される前に**有効な**請求がなされている限り満たされたものとみなされます。したがって、IBがDASから優先権書類を取得するよう願書様式に表示する前にDASで優先権書類が利用可能にするためのすべてのステップを完了させるためのより多くの時間が得られます。有効な請求のためには、

- (i) 先の出願を行った官庁で、先の出願の写しがDASに送付されるよう必要なステップを取らなければならない（詳細は上記リンクからご覧いただけます）
- (ii) 正しいアクセスコードを直接IBに提供するか、又は、DAS出願ポータルに行き、アクセス管理リストにおいて関連文献へのアクセスを許可する官庁として「IB」を含める手続を行わなければならない

国際公開前にこれらのステップが行われる限り、IBによってDASからの優先権書類の実際のダウンロードが国際公開後に行われた場合であっても、当該期限は満たされたものとみなされます。

ブダペスト条約

パナマの加盟

パナマは、2012年6月7日にPCTの加入書を寄託し、2012年9月7日からPCTに拘束されます。また、パナマが2012年6月7日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は77になります。ブダペスト条約はパナマにおいて2012年9月7日に発効します。

http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)

連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT) 及び中華人民共和国国家知識産権局

連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT) 及び中華人民共和国国家知識産権局の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年7月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。

両庁間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201206/t20120629_716958.html

（HPは中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています）

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zxdt/201206/t20120629_716957.html

（中国語）

イスラエル特許庁及び米国特許商標庁

イスラエル特許庁及び米国特許商標庁の2庁間において、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2012年7月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT 出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。

両庁間のPCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

<http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamHaptentim/Patents/PPH>

http://www.uspto.gov/patents/law/notices/pct-pph_il.pdf

これら新しい試行プログラムを含む更新されたPCT ウェブサイト内のPCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

公開スケジュールの変更

2012年10月26日の公開（公開日）

2012年10月25日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT 出願及びその日に通常公開される公示（PCT 公報）が2012年10月26日（金）に公開されます。その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が公開日の16日前（通常の公開日の15日前より早い）である2012年10月10日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2012年10月9日（火）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

2012年11月8日の公開（公開のための技術的準備）

2012年10月25日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、2012年11月8日（木）に公開されるPCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2012年10月23日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2012年10月24日（水）の代わり）。したがって、国際公開に反映させたい変更は2012年10月22日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

国立工業所有権機関（ブラジル）：2012年6月20日から22日の休業

国立工業所有権機関（ブラジル）は、2012年6月20日から22日に、公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、PCT 規則 80.5 に基づき国際事務局に通告しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書又は手数料が同機関に到達すべき期間の満了日が上記期間にあたる場合、その期間は延長され、次の就業日である2012年6月25日（月）に満了します。

PCT最新情報

AU：オーストラリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

CA：カナダ（手数料）

CL：チリ（所在地及び郵便のあて名の変更）

DE：ドイツ（代理人に関する要件、手数料）

ES : スペイン (手数料)
FI : フィンランド (通信手段、国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、要求する写しの部数、特別の要件)
GB : イギリス (手数料)
JP : 日本 (手数料)
KR : 大韓民国 (手数料)
LV : ラトビア (手数料)
RO : ルーマニア (所在地、郵便のあて名、電話番号、E メールアドレスの変更、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料)
SG : シンガポール (手数料)
SY : シリア・アラブ共和国 (手数料)

[調査手数料及び国際調査に関する手数料 \(オーストリア特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 \(ROSPATENT\)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局、米国特許商標庁\)](#)

[予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料 \(スペイン特許商標庁\)](#)

[取扱手数料 \(カナダ知的所有権庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 \(ブラジル\)\)](#)

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 \(\[www.wipo.int/pct/en\]\(http://www.wipo.int/pct/en\)\)](#)

[PCT 実施細則、並びに、PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン](#)

2012年7月4日付けの *PCT Newsletter* Eメールでアナウンスしたとおり、2012年7月2日付けで導入された新たな第三者情報提供制度のため、PCT 実施細則の新第8部、並びに、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインへの補遺が以下のサイトでそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_14.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe_2add.pdf

新第三者情報提供制度の詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

[願書様式 \(韓国語、ロシア語\)](#)

2012年7月版願書様式 (PCT/RO/101) の編集可能なPDFフォーマットが、中国語、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語に加えて、韓国語及びロシア語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed_request.pdf

[PCT 規則 \(イタリア語\)](#)

2012年7月1日発効のPCT規則の全条文がPDFフォーマットで、アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語及びスペイン語に加えて、イタリア語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

[PCT ディスタンスラーニングコース](#)

PCT ディスタンスラーニングコースが最近全言語で更新されました。同コースの登録に関する

る情報を含む詳細は以下のサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/distance_learning/index.html

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのスペイン特許商標庁との間の取決めの最新版が 2012 年 7 月 1 日に発効しました。この取決めは英語及び仏語でそれぞれ PDF 形式で公開されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の日本語版が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/index.html

特許協力条約及び規則（複数言語、紙版）

2012 年 7 月 1 日施行のアラビア語、中国語、ロシア語及びスペイン語版の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が英語、仏語版に加えて出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12
 電子メール：publications.mail@wipo.int
 電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>
 あて名： 34, chemin des Colombettes
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
 Switzerland

PATENTSCOPE 検索サービス

PATENTSCOPE 経由での第三者情報提供

出願人、国際機関及び指定官庁の注意のために PCT 手続の国際段階中に第三者が関連先行技術を提供することができる新たな第三者情報提供制度が 2012 年 7 月 2 日付けで導入され、その目的のために、PATENTSCOPE において PCT 書誌情報タブに「Submit observation」リンクが設けられました。詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

実務アドバイス

第三者情報提供の方法

Q: 企業出願人に代わって PCT 出願をよく行っており、専門としている企業の生産ラインに関連する、競合他社による特許出願に後れをとらないようにしている。最近、競合他社により出願された PCT 出願の公表された ISR に表示されていない複数の関連先行技術に気づき、特許が付与される前に出願人及び国内官庁の注意が向くようにしたいと考えています。PCT 手続に新たな第三者情報提供制度が導入されたを聞きましたが、この制度を利用して先行技

術を関係者に知らせる方法を説明してもらえませんか？出願人はそのような見解に対するコメントを行うことは可能でしょうか？

A: 2012年7月2日から、多くの国内制度において認められているものと類似の方法で、PCT 手続の国際段階中に、第三者が国際事務局に対し、国際出願で請求された発明が新規性及び／又は進歩性を有するか否かに関連すると考える先行技術を参照した見解を提出することが可能です。そのような第三者情報提供は国際出願の公開日以降、優先日から 28 ヶ月の期間満了までの間に行うことが可能であり、当分の間、新規性及び進歩性のみの見解に限定されています。この制度を利用するための手数料は不要です。

第三者として見解を行うことを希望する場合、WIPO の ePCT システムの public service を利用して提出しなければならず、ePCT public service に直接ログインするか、又は、PATENTSCOPE における公開された国際出願の書誌情報タブ上のリンク（「Submit Observation」）経由のいずれかから行います（「Submit Observation」タブは上述の優先日から 28 ヶ月の期間がまだ満了していない国際出願にのみ表示されます）。どちらにしても、WIPO ユーザアカウントを取得していない場合、ePCT public service にログインするために WIPO ユーザアカウントを取得する必要があります。ePCT public service において「Create an account」リンクをクリックします（以下参照）。

ePCT

The ePCT system offers two distinct types of online services:

- ePCT *public* services, requiring the creation of a standard WIPO user account (no access to confidential documents or data).
- ePCT *private* services, requiring additional authentication by uploading a digital certificate to a WIPO user account.

Note that this does not YET include the filing of new international applications.

ePCT public service にログインすると、「Search IA」タブを干たし、関連する国際出願番号及びその国際出願日を入力します。開いた国際出願の画面から「Submit Observation」タブを選択します。その代わりに、PATENTSCOPE での該当国際出願の画面の書誌情報タブに設けられているリンクをクリックすると、該当国際出願の「third party observation」タブに直接向かいます（まだログインしていない場合にはログイン画面経由で行われます）。このサービスの利用以外の方法で第三者によって行われた提出（例えば、紙提出又は PDF ファイルのアップロード）は通常、見解の提出とは取り扱われず、出願人、官庁又は PATENTSCOPE を通した一般公衆であろうと、国際出願の一件書類中に見ることはできません。

WIPO ユーザアカウントでログインする際、提出者自身の特定を IB に対して行う必要がありますが、見解を提出する際に、匿名で見解を行うことを表示することができます。その場合、

IBは提出者の情報を一般公衆、出願人、国際機関又は指定官庁に対しても明らかにしません。一人の者が国際出願ごとに一の見解のみ提出することができ、一度提出すると、オンラインシステム経由で撤回又は変更を行うことができません。さらに、現在は国際出願あたり10の第三者情報提供に制限されています。

先行技術文献の題名やアップロードされた写しは通常原文の言語で行われるが、見解はいかなる国際公開言語でも行うことができます（IBは翻訳を提供しないので、提出者が複数の言語で記載できる場合、出願人及び特に関心のある国の官庁に最も理解してもらえそうな言語の選択を考慮すべきであり、また文献についても希望する場合、翻訳文をアップロードすることも可能です）。国際出願の一部又は全部の請求の範囲の新規性又は進歩性に関連すると考える文献で、優先日より前に公開されたもの（特許出願の場合先の出願日又は優先日を有するもの）を10件まで引用することができます。各文献を適切に特定するための一定の書誌情報を提供しなければなりません（特許公開後方の詳細を入力するための検索機能が提供されています）。そして、最も関連のある一節を示し、どのように関連性があるのか簡単な説明を行います。好ましくは関連文献又は文献の関連部分の写しをアップロードし、出願人、国際機関及び官庁が利用可能にすべきです（しかし、著作権上の理由により、PATENTSCOPEで一般に利用することはできません）。

各見解はIBによって新規性及び／又は進歩性に関するものか否かの判断のため検査されます。承認されると、見解はその後速やかに出願人及びまだ報告を作成していない国際機関に通知するとともにPATENTSCOPE経由で一般に利用可能にします。

出願人は優先日から30ヶ月まで第三者による見解に対して（要求されていないが）応答することができ、ePCTのprivate serviceを利用して、又は、IBに書簡を送付することにより行います。出願人の応答もまた速やかに国際機関に、及び、公衆閲覧で利用可能にされます。

優先日から30ヶ月の期間の満了後速やかに、IBはいかなる第三者情報提供及び出願人によるコメントを自動的に情報の受理を希望している又は国内段階移行に関連して特に請求している指定官庁に送付します。見解を考慮するか否かの決定は個々の官庁／機関次第です。

見解を提出した者は国際段階の手続において干渉する追加の権利を有しておらず、国内段階において異議申立て及び類似の手続を通してのみ可能性があります。

第三者情報提供に関する詳細は、PCT実施細則新第8部で公表されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

また、第三者情報提供の提出方法に関する指針は第三者情報提供サービスのユーザガイドでご覧いただけます。

http://wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_observations.pdf

出願人又は代表者による最も関連性のある先行技術の提出、引用及び関連文献の写しの提出の可能性に関する情報は上記「ePCT Update」のタイトルの項目(1)(b)をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧